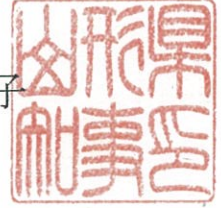


# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

青森県八戸市城下一丁目1番9号  
八戸通運株式会社  
代表取締役 高林秀典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 平成 30 年 10 月 7 日

許可の有効年月日 平成 35 年 10 月 6 日

1 事業の範囲

別表1のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年10月 7日	許可
平成10年10月 7日	許可の更新
平成15年 9月25日	事業範囲の変更許可
平成15年10月 7日	許可の更新
平成20年10月 7日	許可の更新
平成25年10月 7日	許可の更新
平成30年10月 7日	許可の更新

5 積替え許可の有無 存 ・  無

市名

許可番号

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 存 ・  無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(別表 1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注 記								
			枝番	a	b	c	d	e	f	g	h
1	令第 1 号	○	廃油 (揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの)								
2	令第 2 号	○	廃酸 (水素イオン濃度指数 2. 0 以下のもの)								
3	令第 3 号	○	廃アルカリ (水素イオン濃度指数 1 2. 5 以上のもの)								
4	令第 4 号		感染性廃棄物								
5 イ	令第 5 号イ		(廃 PCB 等)								
5 ロ	令第 5 号ロ		(PCB 汚染物)								
5 ハ	令第 5 号ハ		(PCB 処理物)								
5 ニ	令第 5 号ニ		(廃水銀等)								
5 ト	令第 5 号ト		(廃石綿等)								
5	令第 5 号ホ、へ及びチ〜ル		枝番	a	b	c	d	e	f	g	h
			有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん	指定 下水汚泥
			1 アルキル水銀化合物								
			2 水銀又はその化合物								
			3 カドミウム又はその化合物		○		○	○			
			4 鉛又はその化合物		○		○	○			
			5 有機燐化合物		○		○	○			
			6 六価クロム化合物		○		○	○			
			7 砒素又はその化合物		○		○	○			
			8 シアン化合物		○		○	○			
			9 PCB								
			10 トリクロロエチレン		○	○	○	○			
			11 テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
			12 ジクロロメタン		○	○	○	○			
			13 四塩化炭素		○	○	○	○			
			14 1, 2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
			15 1, 1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
			16 シス-1, 2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
			17 1, 1, 1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
			18 1, 1, 2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
			19 1, 3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
			20 チウラム		○		○	○			
			21 シマジン		○		○	○			
			22 チオベンカルブ		○		○	○			
			23 ベンゼン		○	○	○	○			
			24 セレン又はその化合物								
			25 1, 4-ジオキサン								
			26 ダイオキシン類								
			27								
			28								
			29								
			30								
6	令第 6 号		法第 2 条第 4 項第 2 号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん								
7	令第 7 号		ダイオキシン類を基準以上含むばいじん又は燃え殻及びこれらを処分のため処理したもの								
8	令第 8 号		ダイオキシン類を基準以上含む汚泥及び該当を処分のため処理したもの								
9	令第 9 号		ばいじん (集塵施設で集めた法第 2 条第 4 項第 2 号廃棄物に限る)								
10											
11											

【注 1】「令第 1 号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 2 条の 4 第 1 号を意味する。

【注 2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「」は取り扱うことができないものを示す。